

# 常緑キリンソウ緑化協会会則

常緑キリンソウ緑化協会

# 常緑キリンソウ緑化協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、常緑キリンソウ緑化協会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、(株)フジタパラダイスパーク内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦と団結を図ると共に、緑化事業の重要性を認識し、常緑キリンソウ緑化工法を中心とした、緑化技術の向上を図り、もって地域社会の発展に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 常緑キリンソウ緑化の施工における調査研究に関する事業
- (2) 会員相互の協力体制の強化に関する事業
- (3) 常緑キリンソウを中心とした各種の緑化箇所の技術調査等、関係機関への協力に関する事業
- (4) 会員相互の親睦、団結を図る事業
- (5) その他、本会の目的を達成するための必要な事業

## 第2章 会員

(資格)

第5条 会員は、本会の目的の主旨に賛同する者とする。

(入会)

第6条 会員として入会する場合は、入会申込書を会長に提出し、役員会の承認を必要とする。

(退会)

第7条 会員が次の各号の1つに該当する時は、役員会の議決により退会とする。

- (1) 法人を解散した時
- (2) 退会の届出があった時

(除名)

第8条 会員が次の各号の1つに該当した時は、役員会の議決により除名する事が出来る。  
但し、当会員に弁明の機会を与える事が出来る。

- (1) 本会の面目を著しく失墜した時
- (2) 年会費の納期経過後、催告しても事由なく納入しない時

第9条 会員が次の各号に該当する時は、直ちにこれを本会に届出なければならない。

- (1) 法人を解散した時
- (2) 退会しようとする時
- (3) 名称、代表者及び所在地を変更した時

### 第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副会長	1名
幹 事	若干名(会計含む)
監 事	2名

2. 本会に顧問、相談役を役員会の議決を経ておくことが出来る。

(選任)

第11条 本会役員は、会員及び顧問の内から総会において承認する。

2. 会長、副会長、幹事及び監事は、役員の互選により、総会において承認する。

(任期)

第12条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2. 役員欠員を生じた時は、補欠選任することが出来る。但し、その任期は前任者の  
残任期間とする。

(任務)

第13条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
3. 幹事は本会の業務を運営し、会計業務を処理する。
4. 監事は本会の業務及び会計の状況を監査する。

(役員会)

第14条 役員は役員会を構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 特に重要な会務
- (3) 会員の入会、退会、除名に関する事項
- (4) その他、本会則に定める事項並びに会長が必要と認めた事項

(研究会)

第15条 本会の事業の円滑な推進を図るため、役員会の議決により研究会を置く事が出来る。

## 第4章 総会

(総会)

第16条 通常総会は毎年1回、臨時総会は必要あるごと開催する。

2. 通常総会の開催日は、原則として会計年度決算日より2ヶ月以内とする。

(議決事項)

第17条 総会において次の事項を議決する。

- (1) 事業計画並びに収支予算
- (2) 事業報告並びに収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の変更
- (5) その他、特に必要とする事項

(定足数及び議決)

第18条 総会は会員過半数の出席(委任状による出席は会員の出席とする。)によって成立し、その過半数によって議決する。

(議長)

第19条 総会の議長は会長が務める。

(召集)

第20条 総会は会長が召集する。

## 第5章 会計

(会計)

第21条 本会の経費は、年会費・入会費・その他の収入をもって充てる。

(会費・入会費)

第22条 年会費・入会費は別に定めるものとし、その額は総会において決定する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

## 第6章 雑則

第24条 この会則に定めなき事項は、役員会の議決により定めるものとする。

2. 本会則の制定日は、平成21年7月1日とする。

# 常緑キリンソウ緑化協会

## 年会費及び入会金

1. 年会費は年額 50,000円とし、年度始めの5月に一括納入とする。

### 年会費の支出内訳

- ・ 協会の運営に係る費用
- ・ 総会に係る費用
- ・ 技術研修会(年1回を予定)に係る費用
- ・ 情報連絡会及び幹事会に係る費用
- ・ カタログに係る費用は別途とし、各社実費にて購入する。

2. 入会金は300,000円とし、入会時に納入する。

3. 脱会に際しては、入会金及び、年会費を返済しない。